

特許制度小委員会報告書案「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（案）」に寄せられた御意見の概要とその御意見に対する考え方

意見提出数：6件（団体：1件、企業：3件、個人：2件）

	寄せられた意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1	<p>「2. 送達制度の見直し」についてです。</p> <p>案1の「出願人等が出願ソフトを立ち上げた時に、特許庁の受付サーバに発送書類が格納された旨の通知が送付される。」「出願人等の電子計算機に備えられたファイルへ記録された時、又は特許庁の受付サーバに発送書類が格納された時から一定期間経過した時、のいずれか早い時に、発送書類が出願人等に到達したものとみなす。」を基本線とすることは同意しません。</p> <p>しかしながら、13ページにおいて、『送達の効力発生までの期間については「10日間」とするとともに、適切な運用を検討すべきである。』とされており、注釈に、『現行運用の「10開庁日」ではなく、「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日を含む「10日間」を指す。』とされています。</p> <p>・2024年末？2025年始は、2024年12月28日（土）？2025年1月5日（日）の9連休 ・2025年末？2026年始は、2025年12月27日（土）？2026年1月4日（日）の9連休</p> <p>ですので、休日を含む10日間では、実質的に1営業日しか許容されないこととなり、12ページの2.（1）における「過度に短い期間」になっており、代理人がとても対処できないことが明らかです。</p> <p>このため、現行の「10開庁日」を維持すべきであることを意見します。或いは、休日も含めるのであれば、「15日間」や「20日間」にする等、日数を増やすことが必要不可欠であると思われれます。</p>	<p>年末年始などの長期休暇に際しては、特許庁サーバへの書類の格納のタイミングを調整するなど、出願人の利便性にも配慮した形の運用を行うことを検討しております。</p> <p>また、対外周知等を丁寧に行い、利用者に不利益が生じないよう十分に配慮してまいります。</p>	【個人】
2	<p>産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（案）」に対する意見</p> <p>1. 一事再理の考え方の見直し 現時点では、法改正せず、現状の運用の更なる周知等を行うこととするのが適当、との結論に賛同する。</p> <p>2. 送達制度の見直し 特許庁におけるオンライン発送制度の見直しに関して、案1を基本として検討を進めること、および送達の効力発生までの期間を「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日を含む「10日間」とすることについて賛同する。 ただし、みなし送達の効力が発生するまでの期間をサーバ格納から休日を含む「10日間」とすることについては、特許事務所等ユーザーの業務に対する影響が大きいため（大型連休や年末年始の時期において、ユーザーの実質的な受信可能営業日が極端に少なくなる場合がある。）、「適切な運用」の策定に際しては、当会の意見を十分に聴取いただきたい。</p> <p>3. 書面手続デジタル化 紙書面手続のデジタル化は、当会の会員からも要望が数多く寄せられており、全面的なデジタル化の方針を支持する。</p> <p>4. 裁定制度の閲覧制限導入 裁定関係書類のうち営業秘密が記載された書類は閲覧を制限可能とすることに賛成する。営業秘密が記載された書類の閲覧制限を可能にすることで、裁定制度の利便性が向上し、その利用が促進されることが期待される。</p> <p>5. ライセンス促進策 ライセンス促進策の一つと考えられる特許料の減免拡充を行うのではなく、ライセンスの実施につながる政策効果がより高いと考えられる、実際にマッチングを進める上での障害として指摘されている具体的な課題に応じた施策を講じることが適当、との方向性に賛同する。 本案における各委員からの意見（報告書案第27頁）でも、大学、中小企業、スタートアップに対する、弁理士・弁護士等の知財専門家知財戦略の視点から支援の必要性に加えて、弁理士会と INPIT が協力していくことの重要性も強調されている。当会としても、INPIT や特許庁と連携して、大学、中小企業、スタートアップを強く支援していく。</p> <p>以上</p>	<p>1. 一事不再理の考え方の見直し 報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>2. 送達制度の見直し 年末年始などの長期休暇に際しては、特許庁サーバへの書類の格納のタイミングを調整するなど、出願人の利便性にも配慮した形の運用を行うことを検討しております。</p> <p>また、対外周知等を丁寧に行い、利用者に不利益が生じないよう十分に配慮してまいります。</p> <p>3. 書面手続デジタル化 報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>4. 裁定制度の閲覧制限導入 報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p> <p>5. ライセンス促進策 大学、中小企業、スタートアップに対する、弁理士・弁護士等の知財専門家による知財戦略の視点からの支援も必要であることから、弁理士会とも連携させていただきながら、丁寧に施策を検討、実施してまいります。</p>	【団体】

3	<p>「2. 送達制度の見直し」の「(1) オンライン送達制度の見直し」の「4 まとめ」において、送達の効力発生までの期間については10日間とあります。これは特許事務所等における実務的には非常に厳しいものであると思います。</p> <p>特許事務所等では、発送書類の取得後、期限管理ソフトへの入力等の事務手続き、クライアント（出願人）に送付するための拒絶理由通知等の分析レポート等の作成等が必要です。つまり、発送書類の取得で作業が完結するのではなく、むしろ、それから作業が始まります。そして、これらの作業には、かなりの時間を要します。</p> <p>このことから、原案のまま10日間であれば、労働環境の悪化が生ずるものと考えられます（例えば、土曜日から1週間を挟んだのちの日曜日までの休暇を取るケースが多いかと思いますが、このような9日間の休暇を取った場合、当該休暇前に取得した発送書類の処理が進まないまま、次の発送書類の取得を行わなくてはならなくなります。作業がたまり、長時間の残業等の発生、また、そもそもこのような休暇が取れなくなる恐れもあります。）。 特許庁職員等公務員は現行通り休暇を取れる状態を維持する一方で、国が特許事務所等で働く人々に労働環境の悪化を強いることは現在において許されるものとはいえないと思います。</p> <p>また、今回のオンライン送達制度の見直しの目的のひとつに容易・迅速な手続きの実現を通じたユーザーの利便性向上とありますが、郵便局も土日配達を廃止する中、郵送期間を考慮すれば、10開庁日を維持しても現状以上の迅速な手続きは実現できるものと思います。</p> <p>ぜひとも10開庁日を維持していただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>年末年始などの長期休暇に際しては、特許庁サーバへの書類の格納のタイミングを調整するなど、出願人の利便性にも配慮した形の運用を行うことを検討しております。</p> <p>また、対外周知等を丁寧に行い、利用者に不利益が生じないよう十分に配慮してまいります。</p>	【個人】
4	<p>拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。</p> <p>さて、令和4年12月19日に発表がございました「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（案）」に対する意見募集につきまして、以下のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さい。</p> <p>敬具</p> <p>1. はじめに 特許のライセンスを通じたイノベーションの促進について、未利用特許の活用促進の施策についてのご検討を歓迎いたします。未利用特許の活用においては、ライセンスの提供者と実施者との間での案件ごとの事情を勘案した当事者の双方がWin-Winとなる関係構築が肝要と考えておりますので、以下のとおり意見申し上げます。</p> <p>2. 本案の要旨 本案の項番5. ライセンス促進策について、「実際にマッチングを進める上での障害として指摘されている具体的な課題に応じた施策を講じることが適当」とのとりまとめがされております。当該課題の一つとして（ウ）ライセンス交渉・契約手続のノウハウ等に関する課題の施策として、「INPITの知財経営支援等において、大学やスタートアップが事業会社とライセンス契約等を締結する際の留意点を特許庁が取りまとめた「モデル契約書」を十分に活用すること」が事務局より提案されております。この提案に対する委員からの意見として、「モデル契約書の位置づけ、コンセプトが誤解されないよう注意が必要であり、場合によっては、このモデル契約書の契約例に拘泥するあまり、かえって、ライセンスを阻害するような事態になりかねない」ことが示されております。</p> <p>3. 懸念事項 企業間または大学と企業等との連携においては、案件個別の経緯など諸事情を十分勘案して現実的な妥協点を当事者が協力して探ることが肝要であり、「モデル契約」やその一部を構成する条項をとらまえて硬直的な主張がなされることにより、却って連携協議の長期化や機会損失につながる懸念がされます。</p> <p>4. 要望 「モデル契約」を知財経営支援の活動に活用するに際して、支援者がモデル契約書の位置付けやコンセプトを十分に理解し、実際の支援活動を通じて当事者の双方がWin-Winとなった活用方法の事例や知見を取りまとめで、それをモデル契約書の適正な活用方法として広める、または、実際の支援活動を通じて連携を阻害する要因となった事例や知見を取りまとめでより使いやすいモデル契約とするための見直しを行う等の施策を講じていただくことを要望します。</p> <p>以上</p>	<p>「モデル契約書」の位置付けについては、報告書の脚注において、「知財等から生み出される事業価値の総和を最大化し両者が中長期的な目線でWin-Winとなることを目指すための契約書例。「想定シーン」を設定し各条項のポイントを解説したものであり、「ゴールドスタンダード」ではない。」と記載しており、従前の周知でも同様の説明を行ってきているところです。今後の周知においても、各指針等が想定する場面の相違についても留意しつつ、個別の事案に応じた適切な活用がなされるように情報発信してまいります。また、利用実態を踏まえて、必要な見直しを行ってまいります。</p>	【企業】

5	<p>拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。</p> <p>さて、貴庁が公表した『産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会 報告書「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（案）」に対する意見募集（2022年12月）につきまして、以下のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい下さい。</p> <p>敬具</p> <p>「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（案）」に対する意見募集について</p> <p>（1）はじめに</p> <p>報告書案で触れられている通り、イノベーションの促進は、我が国の産業の発展に寄与し得るため、イノベーション促進を目的としたライセンス促進策は歓迎されるものであると思慮いたします。</p> <p>今般、貴庁の報告書案では、このライセンス促進のための具体的な方策として「未利用特許の活用」を掲げ、「（ア）開放特許情報データベースの課題」、「（イ）民間のマッチング支援を受ける際の資金的課題」、「（ウ）ライセンス交渉・契約手続のノウハウ等に関する課題」への対策を講じると纏めておられます。</p> <p>上記のうち（ウ）では、「大学、中小企業、スタートアップ（以下、「大学等」）においては、技術移転/ライセンス活動、ライセンス交渉・契約手続等（以下、「ライセンス交渉等」）の知見の不足」をライセンスの阻害要因として挙げ、この対策として、貴庁らが公表した「モデル契約書」の活用を掲げておられます。</p> <p>本書面では、主に「モデル契約書」について、意見提案をさせていただきます。つきましては、以下の観点について再度のご検討いただきたく存じます。</p> <p>（2）「モデル契約書」の活用に関する提言</p> <p>① 「モデル契約書」が一定の「想定シーン」に特化した契約内容であることを明示的に示すべき</p> <p>「モデル契約書」は、契約当事者の背景や、条件交渉時の当事者の主張などの「想定シーン」を細かく設定し、これらを契約条件に反映して作成されたものであります。従い、「モデル契約書」は一定の「想定シーン」に特化した契約内容となっており、あまり一般的でない契約内容も多数含まれているものと思慮します。この点について、前提条件が異なるケースにおいては、「モデル契約書」が「必ずしも最適な契約内容とならない」旨、貴庁もパンフレット（※1）で言及されておりますが、今回の報告書でもこの点を明示的に示すべきであると考えております。</p> <p>なお、ライセンス交渉等の知見が不足している者にとっては、実際に対応しようとする案件が、「モデル契約書」を適用可能なケースであるか否かを判断することが困難であると懸念されますので、その判断基準等についても、明示的に訴求する必要があると考えております。</p> <p>② 「モデル契約書」の積極的活用による弊害を考慮すべき</p> <p>近年、悪意をもった一部の当事者が、大学等に対して不利なライセンス条件を提示し、契約締結を迫るといった報告（※2）があること、「モデル契約書」がこれらの事態を改善するための一翼を担っている（※3）ことは理解しております。しかし、当事者同士がwin-winとなるように、善意のもとで契約内容を取り決めようとする当事者が存在することも事実です。</p> <p>こうした状況下、ライセンス交渉等の知見を広めることを目的として、大学等に対し、当該「モデル契約書」を唯一の解決策として浸透させることは、円滑なライセンス交渉には必ずしも繋がらないと考えております。特に、①で述べた通り、ライセンス交渉等の知見が不足している者が、「モデル契約書」の契約内容のみを前提として交渉に臨んだ結果、条件面での合意に至らない可能性も十分あります。このように、「モデル契約書」の積極的活用の弊害として、イノベーションを阻害する恐れがあり、貴庁が望む姿とは乖離した事態となる可能性も考慮すべきであると思慮いたします。</p> <p>従い、報告書案で委員も言及している通り、「モデル契約書」の位置づけやコンセプトが誤解されないことが肝要であり、貴庁においては「モデル契約書」の位置づけなどをより明確に発信をすべきであると考えております。</p> <p>③ 各指針で示される内容に一貫性をもたせるべき</p> <p>大学等との契約の在り方については、本報告書案で取り上げられた「モデル契約書」のほか、各省庁から複数の指針等（※4）が公表（または、公表予定）されており、「共同開発時の考え方」などは、いずれの指針等にも考え方が示されているものの、その内容にばらつきがあります。</p> <p>例えば、ライセンス交渉において、一方当事者がAという指針等を参考にして、もう一方の当事者がBという指針等を参考にして主張を展開することで、交渉自体が纏まらないという可能性も否定できません。従い、仮に公表する管轄官庁が異なる場合であっても、各指針等で示される内容については、一貫性をもたせることが肝要であると思慮いたします。</p> <p>以上</p> <p>※1 「オープンイノベーション促進のためのモデル契約書ver2.0 解説パンフレット」では、「実際には前提条件が異なる様々なケースがあり、それらのケースではモデル契約書が必ずしも最適な契約内容とならない可能性もある」としている</p> <p>※2 「知財推進計画2021」や「知財推進計画2022」において、「モデル契約書」や「スタートアップとの事業連携に関する指針」が作成された経緯が言及されている</p> <p>※3 同上</p> <p>※4 「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」や「大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）」など</p>	<p>「モデル契約書」の位置付けについては、報告書の脚注において、「知財等から生み出される事業価値の総和を最大化し両者が中長期的な目線でWin-Winとなることを目指すための契約書例。「想定シーン」を設定して各条項のポイントを解説したものであり、「ゴールドスタンダード」ではない。」と記載しており、従前の周知でも同様の説明を行ってきているところですので。今後の周知においても、各指針等が想定する場面の相違についても留意しつつ、個別の事案に応じた適切な活用がなされるように情報発信してまいります。また、利用実態を踏まえて、必要な見直しを行ってまいります。</p>	【企業】
---	---	--	------

<p>「知財活用促進に向けた特許制度の在り方（案）」に対する意見</p> <p>【総論】</p> <p>1. 一事不再理の考え方の見直し 現時点では法改正せず、現状の運用の更なる周知等を行う点について賛同する。</p> <p>2. 送達制度の見直し (1) オンライン発送制度の見直し 案3を希望する。案1を採用する場合、出願ソフトのウェブ化対応等、出願ソフトを利用する場所やPC環境に制限されない利用環境の構築を希望する。 (2) 新型コロナウイルス等の影響に対応した公示送達の見直し 賛同する。</p> <p>3. 書面手続デジタル化 賛同する。</p> <p>4. 裁定関係書類の閲覧制限導入 賛同する。</p> <p>5. ライセンス促進策 施策の方向性については賛同する。一方、事務局提案の対応策については、懸念点を述べるとともに、継続的な検討を希望する。</p>	<p>1. 一事不再理の考え方の見直し 報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	
<p>6</p> <p>【各論】</p> <p>1. 一事不再理の考え方の見直し 制度濫用的な同一人による複数の無効審判請求は行われるべきではないが、裁判や審判実務において、「同一の事実及び同一の証拠」の解釈については柔軟で合理的な判断がなされていること、また、実態として大企業が中小企業を相手に蒸し返しの無効審判請求を行っている状況もないことから、法改正の必要性は低いと考える。 一方、現状の一事不再理効の客観的範囲が「同一の事実、実質的に同一の証拠」と解釈されている判決を例に、実務上柔軟な運用がなされていることを広く周知することは特許権者等にとって有益であり、現状の運用の更なる周知等に賛同する。</p> <p>2. 送達制度の見直し オンライン発送制度の見直しについて、書面による発送のコスト削減や簡易・迅速な手続の実現を通じたユーザーの利便性向上のため、オンライン発送制度及び公示送達の方法についての見直しを行う方針には、一定の理解を示すが、案1を基本として検討と進める点には懸念がある。 出願ソフトを一定期間立ち上げない企業や個人事業主も多く存在すると考えられる。その場合に、案1にあるように「特許庁の受付サーバに発送書類が格納された時から一定期間（10日間）経過した時」に送達したとみなされ、紙の送付も行われないと、送達に対する認知漏れが生じ、意図せぬ不利益を被る事態が大いに想定される。 一方、案3については、業務上、メールの送受信を行わない企業等はなく、運用上の取り込みも容易であり、通知を漏れなく認知することができるなど、利便性が高いため、案3を採用することが望ましいと考える。 仮に案1を採用することとなった場合には、送達の認知漏れのリスクを減らすべく、何らかの補完的な対応を行う必要があると考える。例えば、出願ソフトのウェブ化対応など、出願ソフトを利用する場所やPC環境（特にセキュリティ観点）に制限されない利用環境の構築に関する対応など、出願ソフトを頻繁に立ち上げないユーザーに配慮した対応策の検討を強く希望する。</p>	<p>2. 送達制度の見直し 小委員会では一定程度不達になる可能性があるという電子メールの性質上、電子メールによる通知は不確実性があること、出願件数が多いユーザーにとっては、特許庁に手続をするための専用ソフトとは別に、メールのソフトでの案件管理を行わなければならない煩雑であるとの意見があったことから、案1を採用しておりません。新制度の施行にあたっては出願ソフト起動時に発送待機件数をお知らせする機能を追加し、ユーザーがより認識しやすい対応をする事に加え、ユーザーに対して、定期的に、特許庁に手続をするためのソフトを立ち上げて書類を確認することの必要性など、制度の周知を十分に行い、利用者に不利益が生じないよう十分に配慮してまいります。</p>	【企業】
	<p>3. 書面手続デジタル化 報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	
	<p>4. 裁定関係書類の閲覧制限導入 報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。</p>	

3. ライセンス促進策

イノベーション創出のための特許活用促進に向けて、「開放特許情報データベース」の更なる利活用推進策を検討することに賛同する。

特に、未利用特許の活用施策としての開放特許情報データベースの利用促進は、特許権者自らの意思でライセンスを希望する特許権について、マッチングが円滑に進むことが期待され、日本全体のオープンイノベーション促進に寄与すると考える。

大学と企業との共有特許の考え方の見直しにおいて検討されている、大学によるライセンス許諾のための条件緩和を許容する案と比較しても、本施策は企業の意思も十分尊重される結果、特許権者の意向とライセンス促進について双方のバランスの取れた有益な施策と考える。

一方、事務局提案の対応策について、留意いただきたい点を以下に記載する。

(ア) 開放特許情報データベースの課題について

開放特許情報データベース活用のためのサポートを充実させることは望ましく、ライセンサーとライセンシーとのマッチングのための必要な情報の選定や、情報提供のための体制作りなどの検討が継続して行われることは有益であると考ええる。

加えて、例えばパテントスコアや、技術分野及び対象製品・サービスが分かるパテントマップを作成して提供する機能をデータベースに追加することは、より充実したマッチングを実現するにあたり一考の価値があると思料する。

(イ) 民間のマッチング支援を受ける際の資金的課題について

開放特許情報データベースの利用について、何らかの資金的援助があることは、ライセンス促進には有益であると考えられる。

一方で、マッチング成立やライセンス契約締結を支援の契機とすることにより、事業化よりマッチングが優先され、必要以上のライセンス締結が誘導されるなどの不適切な運用が行われないよう、必要な要件を定めるなど配慮が必要と考える。

例えば、特許権者やマッチング支援事業者に対し、特許内容と事業対象の製品・サービスとの関連情報など事業実施者のニーズに合った特許であることを明確化することを要件として課することが考えられる。

また、業種によって一つの製品・サービスに必要な特許権の数が異なる場合がある。マッチングされた特許権数に基づき資金的援助が算定される仕組みが導入された場合、業種間のバランスを欠くおそれがあり、算定の仕組みにも配慮が必要と考える。

(ウ) ライセンス交渉・契約手続のノウハウ等に関する課題について

ライセンス契約の留意点の理解のため、モデル契約書が活用されることには賛成するが、「モデル契約書の使用が特に奨励されている。モデル契約書が唯一の正当契約である。」などの誤解がされないような周知を希望する。

通常のライセンス契約において、中小企業やスタートアップ企業であるからといって特別な条項を設ける必要性は乏しく、当事者のビジネス実態に沿った契約が為されれば足りるところ、当事者の一方がモデル契約書に拘泥した結果、必要以上の条件を他方当事者に要求するなど、交渉が難航する事態が想定される。

モデル契約書は、想定されるケースにおいて各条項の意図や考え方などの理解を促進することを目的の一つとしている点や、モデル契約書に示された条件以外にも多様な選択肢がある点が正しく理解されるような周知が必要であると考ええる。

加えて、特に社内外専門家の支援がない企業に対する知財専門家派遣やライセンス交渉に関する講習会の実施を通じたライセンス交渉力強化施策は、実態に沿ったスムーズなライセンス締結実務が進むことが見込まれ有益であると考ええる。

(エ) 特許料の減免拡充によるライセンス促進策について

中小企業にとって特許料減免の拡充は望ましいことと考えられるが、自社実施・他社実施の差をもって支援対象を区別する合理性は乏しいと考える。特にライセンサーである特許権者はライセンスにより収益が見込まれる。その収益に加えてさらに減免措置が行われることが、産業の発達に寄与することを目的とする特許制度の趣旨に沿ったバランスの取れた施策であるか否か、継続して検討頂くことを希望する。

以上

5. ライセンス促進策

・御意見を踏まえながら、開放特許情報の民間提供などを通じて開放特許情報の活用をサポートしてまいります。開放特許情報の民間提供に際しては、官民それぞれの役割と連携を考慮した開放特許情報提供の在り方、マッチングを促進するために開放特許情報と組み合わせる付加的情報の整理など、本年度実施している調査研究結果の内容を踏まえた開放特許情報の提供を検討し、開放特許情報データベースやライセンス促進に係る課題の解決に役立つよう取り組んでまいります。

・民間のマッチング支援を受ける際の資金的課題に対応した施策検討では、事業化よりマッチングが優先され、必要以上のライセンス締結が誘導されるなどの不適切な運用が行われないようにする点や、業種間で大きくバランスを欠くことがないようにする点に配慮して施策を検討してまいります。

・ライセンス交渉力等の観点で体制やノウハウの蓄積が相対的に不足しているような組織等に対して、知財専門家派遣やライセンス交渉に関する講習会の実施を通じたライセンス交渉力強化を丁寧に進めてまいります。

・「モデル契約書」の位置付けについては、報告書の脚注において、「知財等から生み出される事業価値の総和を最大化し両者が中長期的な目線でWin-Winとなることを目指すための契約書例。「想定シーン」を設定して各条項のポイントを解説したものであり、「ゴールドスタンダード」ではない。」と記載しており、従前の周知でも同様の説明を行ってきているところです。今後の周知においても、各指針等が想定する場面の相違についても留意しつつ、個別の事案に応じた適切な活用がなされるように情報発信してまいります。また、利用実態を踏まえて、必要な見直しを行ってまいります。

・特許料の減免拡充によるライセンス促進策の検討に当たっては、産業の発達に寄与することを目的とする特許制度の趣旨に沿ったバランスの取れた施策となり得るかという視点をもって取り組んでまいります。

【企業】